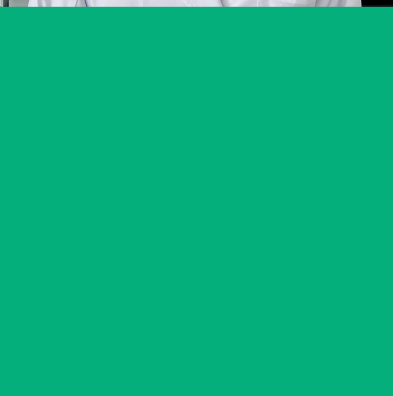
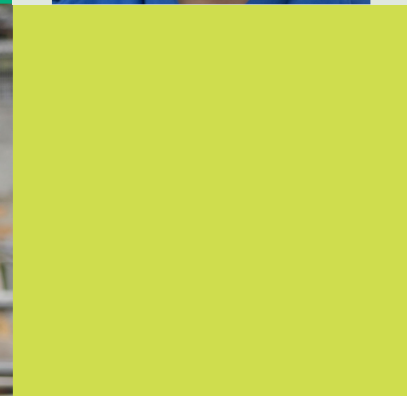




「伸びる・根づく」を
 実現する
 中小企業の
 育成・定着事例集



はじめに

少子高齢化に伴う人手不足により、中小企業の採用環境は一段と厳しさを増しています。さらに、入社後数年以内の離職率も依然高い水準で推移し、早期に職場を離れる若者も少なくありません。こうした状況下で、若者が働き続けられる環境整備は企業の重要な課題となっています。

厚生労働省では、中小企業と大企業志向の強い若者との間でミスマッチが生じていることを踏まえ、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度（ユースエール認定制度）を、2015（平成27）年10月に創設しました。当該認定企業の情報発信を後押しすることで、若者の適職選択や企業が求める人材の円滑な採用を支援しています。

制度創設から10年余りが経ちましたが、本制度の更なる活用に向けて、ユースエール認定企業を中心に、中小企業等25社に対して若者の採用・育成・定着に向けた取組みの実態や課題をヒアリングし、事例集として取りまとめました。この事例集では、地域、業種ごとに、企業がどのような人材育成方針・計画を策定し、具体的な取組みを行っているか、また、その結果、若者の採用、育成、定着に結びついているか、さらに、取組みを進める中で見えてきた課題と対応について、具体的に、わかりやすく紹介しています。

少子高齢化が進む日本において、地域や業種、企業規模によって、本事例集の企業がどのような課題を背景に、どのような取組み・改善を行ったのかを参考にいただき、中小企業の皆様が若者の採用・人材育成・教育訓練・環境整備などの取組みを進めていただく際の一助となりましたら幸いです。

2026年3月

社会福祉法人明清会



法人サイト

丁寧な育成で、地域に貢献する福祉のプロを育成、社員ファーストの対応で、職場への帰属心を高めています。

企業プロフィール

業種：医療・福祉
 設立：2003年
 所在地：山梨県富士吉田市上吉田字熊穴4584
 資本金：－
 従業員数：189人（2026年2月現在）
 Webサイト：<http://www.mswc.or.jp/>
 ユースエール認定取得年度：2021年



事業概要

地域に根差した高齢者・児童・障害者の3領域にわたる事業を展開しています。第一種社会福祉事業・第二種社会福祉事業（主に介護事業・保育事業）特別養護老人ホーム・ショートステイ・デイサービス・保育園・児童発達支援センター・障がい者生活介護等。総合型の福祉施設も運営しています。

事業環境・業界動向

職員ファーストを貫いているため、福祉人材が不足する環境の中でも離職率は低く、学校からの推薦や職員からの紹介で、採用もできています。

人材育成制度

採用

- ・職員からの紹介での採用を行っています。職員との関係性もあり、定着にもつながっています。
- ・離職率が低く、安心できる職場というイメージが広がり、学校からの推薦も広がっています。

教育・研修

- ・未経験者が多いので、独り立ちするまでを長くみています。学生から、まずは社会人になること、その上で、介護職としての専門性をつけていく、と段階にゆとりをもたせた育成をしています。
- ・各種研修（採用時・フォローアップ・専門）があり、1年目～3年目のフォローアップ研修で各ステージの悩みを把握し、対応しています。
- ・法人内研修、外部研修は、就業時間内で受講ができるようにしています。

資格・学習支援

- ・資格取得支援として、受験料や資格取得にかかる費用を補助しています。研修のための休暇制度も設けています。
- ・自己啓発支援や、キャリアチャレンジ制度を用意しています。

キャリア・コミュニケーション

- ・職員をじっくりと育成するため、個々に合わせて、柔軟なスキルアップ計画を立て、就業形態の相談にもなっています。
- ・「社員ファースト推進チーム」という仕組みがあり、仕事とリスキングの両立や、腰痛ケア、子どもを連れた就業、不妊治療や慢性疾患の子どもがいる場合の休暇等、様々な要望を制度化しています。

配属・面談

- ・新卒3年以内の職員には、必要に応じて、メンター面談をおこない、個人のペースに合わせて仕事をアサインしています。
- ・エルダー制度：5人の職員でユニットをつくり、10人の介護者にあたっています。チームユニットの人数を少なくすることで、相談しやすい環境をつくっています。

人材が育ち・根づくための取組み

取組みの きっかけ

継続的な人材の確保に向けて、ユースエール認定の申請を通して、課題の発見や確認に活用し、よりよい職場づくりを目指しました。

職員の満足なくしてご利用者の満足はないという理念で、 職員の育成・キャリア形成・職場環境の整備に取り組んでいます

採用

職員紹介や試用期間
で信頼・安心の上での
採用

- 若手の採用は、現職員からの紹介が多く、信頼関係を基盤にしているため、定着につながっています。
- 個々の希望に合わせて、パートタイムからのスタートや、試用期間を設ける等、未経験者が安心して働き始められる仕組みをつくっています。
- 高卒生や、資格のない方も受け入れています。資格や経験よりも、「共にがんばっていきたい」と思える人柄を重視しています。

育成

じっくりと時間をかけて
個々のペースで育成

- 未経験者もいるため、社会人としての基礎から育成し、介護の専門職員へと段階をもたせた方針で育成しています。
- 3年目まではフォローアップ研修や面談を行い、メンターをつけて、介護職への適応を支援しています。
- スキルや仕事については、モデルプランはつくりず、一人ひとりのスピードに合わせてじっくりと育成しています。

環境

職員のニーズを柔軟にす
いあげ、制度化

- 介護者10人を5人の職員で担当。小さいチームで、職員同士が相談しやすい環境を作っています。
- 「社員ファースト推進チーム」では理事長に直接、制度化の提案ができます。例えば、子連れ就業、介護職のため腰痛ケア、働きながら学べるサバティカル制度をつくりました。
- 職員のライフイベントに合わせて働き方を柔軟にしています。職員同士が互いにフォローしあっています。

取組み の効果



採用の安定

離職率が低く、安心できる職場として、紹介による安定した採用ができています。高校からも安心できる職場として評価を頂いています。



高い定着率

相互に助けあえる風土、職員主体の制度提案、職員のライフイベントや成長意欲に合わせた柔軟な対応で職員の定着を実現させています。

取組みを進める中で見えてきた課題と対応

- 制度を整える中で、様々な要望や報告があるため、管理職の力、企業の体力が必要です。職員が安心して働ける環境を実現することに集中して考えています。
- 介護はデリケートでシリアスな場面があり、精神的な負担もあります。そのため、小さなチームを編成し、チームの中で助け合い、穏やかで安定した雰囲気の中で仕事に臨んでいます。



実践からの学びとメッセージ

職員一人ひとりを大切にすること、それぞれのペースや事情に合わせた育成や対応で、職員が安心して長く働ける職場づくりを。

4

ユースエール認定制度について

◆ ユースエール認定制度とは

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

認定取得によるメリット

- ① ハローワーク等で重点的にPRを実施しています。
- ② 認定企業限定の就職面接会などに参加が可能です。
- ③ 自社の商品や広告に認定マークが使用できます。
- ④ 日本政策金融公庫の低金利融資を受けることができます。
- ⑤ 公共調達に際して、加点評価を得ることができます。

ユースエール
認定マークイメージキャラクター
「エールベア」

詳細はこちらをご確認ください

◆ ユースエール認定企業になるには

対象：中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）

条件：●若者向けの正社員求人を行っていること

→新卒・既卒3年以内が応募可能となっている。

●若者の採用・育成に積極的に取り組んでいること

→人材育成方針・教育訓練計画を作成している。

●働きやすさ・定着に関する基準を満たしていること

→直近3事業年度の新卒枠採用正社員の離職率が20%以下 ※採用3～4人なら1人以下の離職
(新卒枠採用者がいない場合は不問)

→月平均残業が20時間以下 かつ 月60時間以上の残業者がゼロ

→有休休暇の取得率が70%以上 または 平均10日以上取得

→直近3事業年度の育児休業取得実績（男性1人以上 または 女性75%以上）

(対象者ゼロでも制度があれば可能)

●次の内容について情報を開示していること

→直近3事業年度の採用・離職実績。研修内容、メンター制度、自己啓発支援、キャリア相談、社内検定

→前事業年度の残業時間、有休休暇取得日数、育児休業取得率、女性管理職比率など

あてはまるか確かめたい企業の方は、

▶ ユースエール認定到達度診断へ



どのような認定企業があるか知りたい方は、

▶ 若者雇用促進総合サイトへ



◆ 問い合わせ先

ご相談・お問い合わせは、お近くの都道府県労働局にご連絡ください。

**「伸びる・根づく」を実現する
中小企業の育成・定着好事例集**

厚生労働省 人材開発統括官付
若年者・キャリア形成支援担当参事官室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL:03-3587-0331 FAX: 03-3502-8932

【免責事項】

本冊子に掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、厚生労働省は、利用者が本冊子の情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。（2026年3月作成）



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

各企業の若者の採用・育成の取組については、
厚生労働省ホームページ（若者雇用促進総合サイト）もご覧ください。

若者雇用促進総合サイト

